



福知山市不妊治療費等助成事業について(お知らせ)



令和 7 年 4 月 1 日

こども家庭部こども家庭支援課および保健係

◆助成対象◆

- ・福知山市に住民票を有する間に治療を受け、かつ、京都府内の市町村に1年以上住民票を有する夫婦(事実上婚姻関係にある男女を含みます)
- ・各種医療保険に加入していること

◆助成対象となる治療◆

- 一般治療(検査・タイミング療法、排卵誘発法など)
- 人工授精 ●体外受精 ●顕微授精 ●男性不妊治療
- 不育治療等(不育症の原因検査、ヘパリン療法等の医療保険適用の治療)
- 先進医療(保険適用外の治療)

◆助成金額◆

★ 治療に要した本人負担額に4分の3を乗じた額 ★

【助成限度額】※①、②については、1年度(4月～翌年3月)ごとに申請書が必要です。

- ① 一般治療・人工授精・体外受精・顕微授精・男性不妊治療
…1年度の診療につき9万円まで
- ② 先進医療(保険外の先進的な医療技術として認められたもので、体外受精・顕微授精の治療と並行して実施することができます。詳細は、受診される医療機関にご確認ください。)
…1年度の診療につき15万円まで
- ③ 不育治療等(ヘパリン療法等) ※助成回数の制限はありません。
…1回の妊娠につき10万円まで

◆年齢・回数の要件◆

体外受精、顕微授精などの生殖補助医療については、保険制度上、保険適用回数と年齢に以下の制限があります。

年齢制限
治療開始時において女性の年齢が43歳未満であること

回数制限	
初めての治療開始時点の女性の年齢	回数の上限
40歳未満	通算6回まで(1子ごとに)
40歳以上43歳未満	通算3回まで(1子ごとに)

◆申請方法◆ ※申請は随時受け付けています。年度内の申請回数に制限はありません。

一般治療・人工授精・不育治療

治療開始日から1年以内に申請してください。

※治療開始日から1年を過ぎるとその分(1年を過ぎた分)は助成を受けられませんのでご注意ください。検査から治療終了までの期間が1年を超える場合は、数回にわけて申請してください。

※体外受精・顕微授精・先進医療に治療が移行する場合は、移行前に一般治療と人工授精の申請期限内に申請をしてください。

体外受精・顕微授精・男性不妊治療・先進医療

通算1回分の治療が終了した日から1年以内に申請してください。

【例】一般治療・人工授精を2025年11月7日に申請する場合

申請できる治療期間 2024年11月7日以降の治療分

2024年11月7日～2025年11月7日治療分を申請する場合、申請書は年度ごと(4月1日～翌年3月31日)に1枚必要です。

不育治療以外の治療については年度ごとに申請書が必要です。

高額療養費制度を利用された場合や、他市町村・各種保険で不妊治療に関する給付を受けられる場合

→給付額等を控除した額で助成します。申請時に給付額がわかるもの(交付決定通知書など)の写しを添付してください。

【高額療養費の支給申請について】

高額療養費制度とは、保険適用される診療に対し支払った自己負担額が1か月で一定額を超えた場合にその超えた金額が支給される制度です。体外受精や顕微授精などで対象となる場合があります。

支給額や申請方法は保険者によって異なりますので、ご自身が加入している公的医療保険にご相談ください。

高額療養費の支給申請をされる場合は、支給を受けた後に本市の不妊治療費助成制度の申請をしてください。詳細はご加入の公的医療保険者にご相談ください。(高額療養費の支給までには受診した月から3か月程度かかります。)

◆申請に必要な書類など◆

申請書類は、受付窓口で受け取るか、福知山市ホームページからダウンロードしてください。

①福知山市不妊治療費等助成金交付申請書(別記様式第1号)

②医療機関等証明書

対象となる治療の証明書を使用してください。

●一般治療・人工授精・体外受精・顕微授精・男性不妊治療・先進医療 →別記様式第2号

●不育治療 →別記様式第2号の2

※治療を受けた医療機関と、保険薬局で投薬を受けた場合は薬局にも記入を依頼してください。

※医療機関によっては、文書料が必要な場合があります。治療している医療機関でご確認ください。文書料は助成の対象となりません。

③事実婚関係に関する申立書(別記様式第3号)

事実上の婚姻と同様の事情にある男女に限る場合のみ、提出をお願いします。

※人工授精、体外受精、顕微授精、男性不妊治療、先進医療に係る助成金の交付を申請する場合に必要となります。

婚姻の届出をしている夫婦である場合

※人工授精、体外受精、顕微授精、男性不妊治療、先進医療に係る助成金の交付を申請する場合、上記①の福知山市不妊治療費等助成金交付申請書の同意欄に署名がある場合は書類の提出は必要ありません(住民基本台帳等で婚姻の確認ができなかった場合は、後日、法律上の夫婦または事実婚関係であることを証明できる書類の提出をお願いする場合があります)。

④個人番号が確認できるもの(マイナンバーカード、通知カードなど)

※通知カードは、改姓や転居等により記載事項に変更があった場合は、変更手続きをした後、裏面に改正後の記載がされているものに限りです。

⑤写真付き書類(運転免許証・療育手帳・身体障害者手帳・パスポートなど)

④でマイナンバーカードが用意できる人は不要です。

写真付き書類が用意できない場合は、写真のない書類を2種類提示してください。

⑥入金を希望する口座の通帳またはキャッシュカード

確実に振り込みを行うため、写しをとらせていただきます。

ネットバンクをご利用されており、通帳またはキャッシュカードがない方は、スマートフォンの画面等で口座番号を確認させていただきます。

【郵送での申請の場合】

必要書類を福知山市こども家庭部こども家庭支援課に送付してください。

上記④⑤⑥については写しを添付してください。

④でマイナンバーカードを提出される場合と、通知カード・写真付き書類に氏名・住所の変更がある場合は、表と裏面の写しが必要です。))

【申請後の流れ】

申請日の約2か月後の月末までに口座に振込みをさせていただきます。

(追加で書類の提出をお願いする場合等については、この限りではありません。)

支払い案内書は通知しませんので、振込み予定時期に通帳をご確認ください。

通帳には、「振込日、フクチヤマシ**コードモカテイシエン**、振込金額」が表記されます。

◆問い合わせ先◆

〒620-0035

福知山市字内記100番地 ハピネスふくちやま1階
福知山市中央保健福祉センター

(福知山市こども家庭部こども家庭支援課 おやこ保健係)

電話:0773-24-7055 FAX:0773-23-7011

LINE 相談もあります。下記のコードを読み取り、不妊や身体のこと等、いつでもご相談ください。

